

監査公表第29号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月27日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公印省略)

監査結果の措置対象

総務部

財政課、資産管理課、税務課、税務課債権管理室、防災対策課

監査結果報告年月日

令和8年2月10日

監査結果に対する措置通知年月日

令和8年3月24日

講じた措置等の内容

【財政課】

《意見1》

財政課経験年数が少ない職員が多い。専門性が強く求められる部署であり、専門研修を受けスキルを高めるように努められたい。

《措置内容》

職員の配置に関しては所管外のため、対応の仕様がありませんが、研修等への参加により、知識習得に努めるよう勧めていきます。財政課への配属は、組織としての財政運営及び契約・入札に携わることにより組織的なリスク管理を学ぶ良い機会となるため、職員の育成に力を入れていきます。

また、契約に関する研修に新規配属の職員を積極的に参加させ、スキルの向上に努めています。

《意見2》

財政調整基金は年度間の財源調整として使用するものであるが、中長期的な使途計画を立てて適正な運用を行うことについて検討されたい。その際、現在財政調整基金で保有されている株式について、その妥当性を併せて検討されたい。

《検討状況》

将来にわたり持続可能で堅実な財政運営をするため、中長期的財政推計を作成し今後必要な経費と財源を把握し、健全な財政運営の基準を定めます。また、将来への備えとして、繰越金の半分を財政調整基金へ積立てることを原則としていきます。

財政調整基金における保有株式の在り方については継続調査していきます。

《意見3》

財政状況や契約に関する全庁的な職員研修を定期的実施し、職員の資質の向上を図られたい。また、随意契約ガイドラインについては、市の職員が契約の基本を学ぶのに大変役立つので、OJTのツールとして活用されるよう取り組まれたい。

《措置内容》

今年度は随意契約に焦点を当てた研修を合計3回実施し、79名の職員が参加しました。研修では随意契約ガイドライン、契約事務の手引きの該当箇所に触れつつケーススタディを主に行うことで問題発生時の自己完結能力の向上が図られたと考えております。研修後に参加者にアンケートを採ったところ回答者全員が満足、やや満足という回答結果であったことから受講者の満足度も高かったものと感じております。今後も継続して行っていききたいと考えております。

《意見4》

予算の翌年度繰越業務における未収入特定財源の取扱いについて、誤りが起きないよう業務手順書に防止策を追記されたい。

《措置内容》

担当課から提出される繰越伺書に歳入調定(写)等を添付させ、間違いなく未(既)収入特定財源であることを確認する旨を業務手順書に追記します。

【資産管理課】

《意見1》

公共施設等総合管理計画の見直しと第2期個別施設計画の策定を進めている中で、シンポジウムや検討委員会を開催し出席者からの意見を聞いているが、それはあくまでも一部の人の声であることに留意して進められたい。

《措置内容》

いただいた監査意見については公共施設再配置計画策定委員会でも議題として挙がっています。今後、市民まちづくり集会での情報共有(令和8年2月21日開催済み)や地域協議会等への意見聴取・パブリックコメント等更なる情報共有と意見聴取を行い市民の合意形成を図るとともに、市として提供が必要な機能や公共施設のあり方を反映させた計画策定等に取り組んでいきます。

《意見2》

財産区の予算について、繰越金については適正に処理されたい。

《検討状況》

全ての財産区に対し、令和7年11月の財産区ヒアリングにて予備費を含めた繰越金の見直しについて協議を行い、基金積立金の運用等について管理会の上承が得られた財産区は令和8年度予算へ反映しました。また、3財産区において令和8年3月補正予算にて基金積立金増額を上程し、基金への積み立てを実施しました。

【税務課】

《意見1》

税務課の業務は専門性が求められるので、専門研修を受けスキルを高めるように努められたい。

《措置内容》

税務課では、市民税、固定資産税、軽自動車税、諸税と税目も多く、習得する必要のある専門的な知識は多岐にわたります。市町村アカデミーなどの外部専門研修や庁内で受講可能なオンライン研修などを活用し、学びの機会を確保し、職員のスキルアップを図っています。

【防災対策課】

《意見1》

大規模災害時に想定外という声をよく聞くが、想定外を作ること自体が人災であると認識して、災害時の対応を準備されたい。

《措置内容》

「想定外」が人災であるという考え方は、災害対応において非常に重要な視点です。あらゆる事態を事前に想定し、災害による被害を最小限に抑えられる対応がとれるよう準備に努めます。また、関係機関との連携強化を図り、実行性の高い準備を進め、不測の事態への備えを怠らないよう尽力していきます。

《意見2》

大規模災害時におけるボランティアの取りまとめが社会福祉協議会に移管されているが、防災対策課は専門部署として、連携を密に対応されたい。

《措置内容》

円滑な災害対応を実現させるためには、事前段階から防災対策課と社会福祉協議会の連携を強化し、協力体制を構築することが不可欠です。この認識のもと、災害発生時に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、「災害時ボランティア支援本部の設置及び運営に関する協定」を締結しました。今後も両機関で情報共有や役割分担を密に行い、ボランティア活動の円滑な取りまとめや支援に努めます。

《意見3》

災害対策本部を設置したときに、ドローンを活用して情報を取得することが有用であるので、組織設置を検討されたい。

《措置内容》

ドローンによる情報収集は、災害状況を迅速に把握する有効な手段です。本市では3機のドローンを保有し、これまで職員を育成して運用体制を整備してきました。

また、「災害時におけるドローンを活用した支援活動に関する協定」を締結し、技術的支援及び助言を受ける体制を構築しました。

災害時には協定先との連携を最優先に対応し、ドローンの活用効果を最大限に得られるよう取り組んでいます。